



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社  
代表者名 取締役社長 英 裕治  
(コード番号 6803 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役 野村 佳秀  
(TEL 042-356-9178)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 24 条(取締役の責任免除)および第 31 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 24 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条(取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>②当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第24条(取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>②当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>
<p>第31条(監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>②当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>第31条(監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>②当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について会社法第427条第1項に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日 (予定)

以 上